

第3回社会保障審議会 少子化対策特別部会 平成20年2月1日	参考資料3
--------------------------------------	-------

次世代育成支援に関する 先行して取り組むべき 制度的課題について

※社会的養護に関する課題については、別途、
児童部会社会的養護専門委員会において検討。

I 地域の子育て支援サービスの 基盤整備に関する課題について

1 保育サービスの基盤整備

現 状

- 待機児童解消を目標に、保育所整備を続けているものの、次々と、潜在需要が喚起され、一向に待機児童の解消が進まない。(2002年時点の待機児童数は2万5千人→その後15万人分の定員を整備したが、減少した待機児童数は7千人。)
- 一方、将来の児童数の減少を懸念し、行政や事業者が、施設整備を伴う保育所の増設に積極的にならないケースも存在。
- 待機児童の分布を見ると、低年齢(3歳未満)・大都市部を中心とする特定市町村に集中。そうした地域では、用地確保が困難であることが指摘。

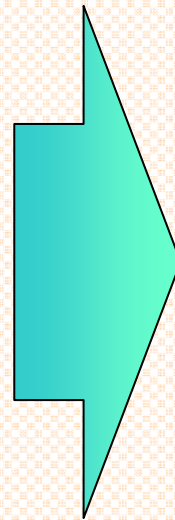
課 題

- 女性の就業率の上昇を含めた中長期的な需要動向を勘案した上で、各市町村におけるサービス必要量を見定め、計画的な整備を進めていくための仕組みが必要ではないか。
(※同様の課題は、保育サービス以外にも、いわゆる「小1の壁」が指摘される放課後児童クラブにも共通)
- 大きな初期投資が必要な施設サービス(保育所)だけでなく、提供主体の多様化(家庭的保育(保育ママ)等)に向けた対応が必要ではないか。
- また、家庭的保育に関しては、自宅等で一人で実施するという性質も考慮し、一定の質を確保しつつ、事業を推進することが必要ではないか。

2 子育て支援サービスの基盤整備

現 状

- 核家族化の進行とともに、地域のつながりが希薄化する中で、育児の孤立化、育児不安の増大が指摘。
- こうした社会背景の中、児童虐待の件数も増加。
- 就労の有無を問わず、一時的に子どもを預ける等、地域から必要な支援を受けられることが必要だが、こうした子育て支援サービスは、市町村毎の取組格差が大きく、実施箇所数が十分でない。
- これらのサービスは、予算事業として実施しており、法律的位置付けや、法令上の基準が未整備。



課 題

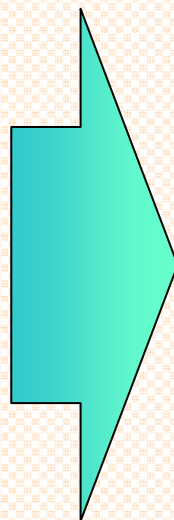
- 保育のみならず、すべての子ども・すべての家庭を対象とした地域の子育て支援サービスの充実が必要ではないか。
- そのためには、以下のような主な子育て支援サービスについて、一定の質を確保しつつ、事業を推進することが必要ではないか。
 - ・ 訪問支援事業(生後4ヶ月までの全戸訪問事業・育児支援家庭訪問事業)
 - ・ 一時預かり事業
 - ・ 地域子育て支援拠点
- その上で、地域でこうした子育て支援サービスについて、計画的な整備を図っていく仕組みが必要ではないか。

Ⅱ 地域・事業主の取り組みを促進 するための枠組みについて ～次世代育成支援対策推進法の現状と課題～

1 地域における取組の促進①

現 状

- 待機児童解消を目標に、保育所整備を続けているものの、次々と、潜在需要が喚起され、一向に待機児童の解消が進まない。(2002年時点の待機児童数は2万5千人→その後12万人分の定員を整備したが、減少した待機児童数は5千人。) **【再掲】**
- 地域行動計画について、策定後のフォローアップが必ずしも十分ではない。



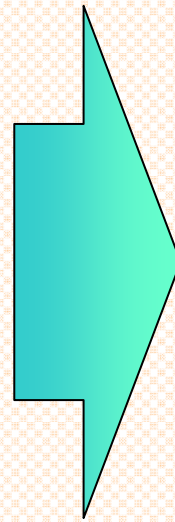
課 題

- 女性の就業率の上昇を含めた中長期的な需要動向を勘案した上で、各市町村におけるサービス必要量を見定め、計画的な整備を進めていくための仕組みが必要ではないか。(※同様の課題は、保育サービス以外にも、「小1の壁」が指摘される放課後児童対策をはじめとする他のサービスにも共通) **【再掲】**
- 策定後も、利用者の視点に立った点検・評価を定期的 to 実施し、その結果を、計画に反映させていく仕組みが必要ではないか。

1 地域における取組の促進②

現 状

- 地方自治体の取組は子育て支援サービスの基盤整備が中心となっており、働き方の見直しについては、必ずしも十分に取組まれていない。
- 国・都道府県・市区町村においても、職員のための次世代育成支援のための行動計画(特定事業主行動計画)の策定が必要であるが、市町村については、約1割が未策定となっている上、策定後のフォローアップが必ずしも十分ではない。



課 題

- 国(都道府県労働局含む)だけでなく、地方自治体においても、仕事と生活の調和の実現に向け、地域一体となって取り組んでいく必要があるのではないかと。また、そのための関係者(次世代育成支援対策推進センター、労使等)の連携の仕組みが必要ではないかと。
- 特定事業主行動計画が未作成の市区町村に対して、早急な対応を促すことが必要ではないかと。

2 一般事業主行動計画に基づく取組の促進①

現 状

- 大企業(301人以上、義務)
→ほぼ100%策定・届出済み。
- 中小企業(300人以下、努力義務)
→7,811社が策定・届出済み。
- 合計20,772社が策定・届出済み。

- 行動計画を自主的に公表している企業は少数(「両立支援のひろば」の登録企業:288社(19年12月))

- 計画策定の策定・促進のために、好事例の提供や同業他社の取組に関する情報が求められている。

- 行動計画の内容について広く国民が知り得る制度にすべきとの指摘がある。

課 題

- 現在努力義務としている中小企業における策定・届出に向けた取組の促進が必要ではないか。

- 中小企業における行動計画の策定の促進に向けた支援を強化する必要があるのではないか。

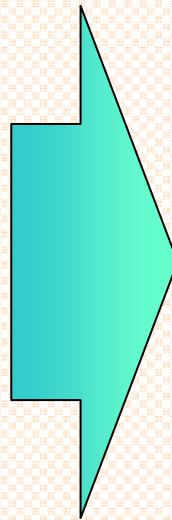
- 他企業の参考となるよう、また、広く社会への情報開示となるよう行動計画の公表の促進が必要ではないか。

- 行動計画の内容について、策定した当該企業内の労働者に周知する必要があるのではないか。

2 一般事業主行動計画に基づく取組の促進②

現 状

- 366社が認定済み(大企業340社、中小企業26社)
- 認定マークについて、直接消費者の目に触れる商品やそのパッケージ、宣伝・広告等への利用が少ない。
- 「男性の育児休業取得者1名以上」等の認定要件について、大企業にとっては不十分ではないかという意見と、中小企業にとっては満たすことが難しいという意見がある。
- 次世代育成支援対策推進センター(全国94団体)においては、一般事業主に対して、計画の策定・実施に関する相談その他の援助を実施しているが、その支援機能を強化すべきとの意見がある。



課 題

- 認定取得に向けた取組の促進が必要ではないか。
- 認定を受けるメリットや認定マークの活用方法について検討が必要ではないか。
- 企業規模を問わず認定に向けた取組が進むような認定要件の柔軟化等の見直しが必要ではないか。
- 次世代育成支援対策推進センターの一層の機能の発揮を促進する必要があるのではないか。